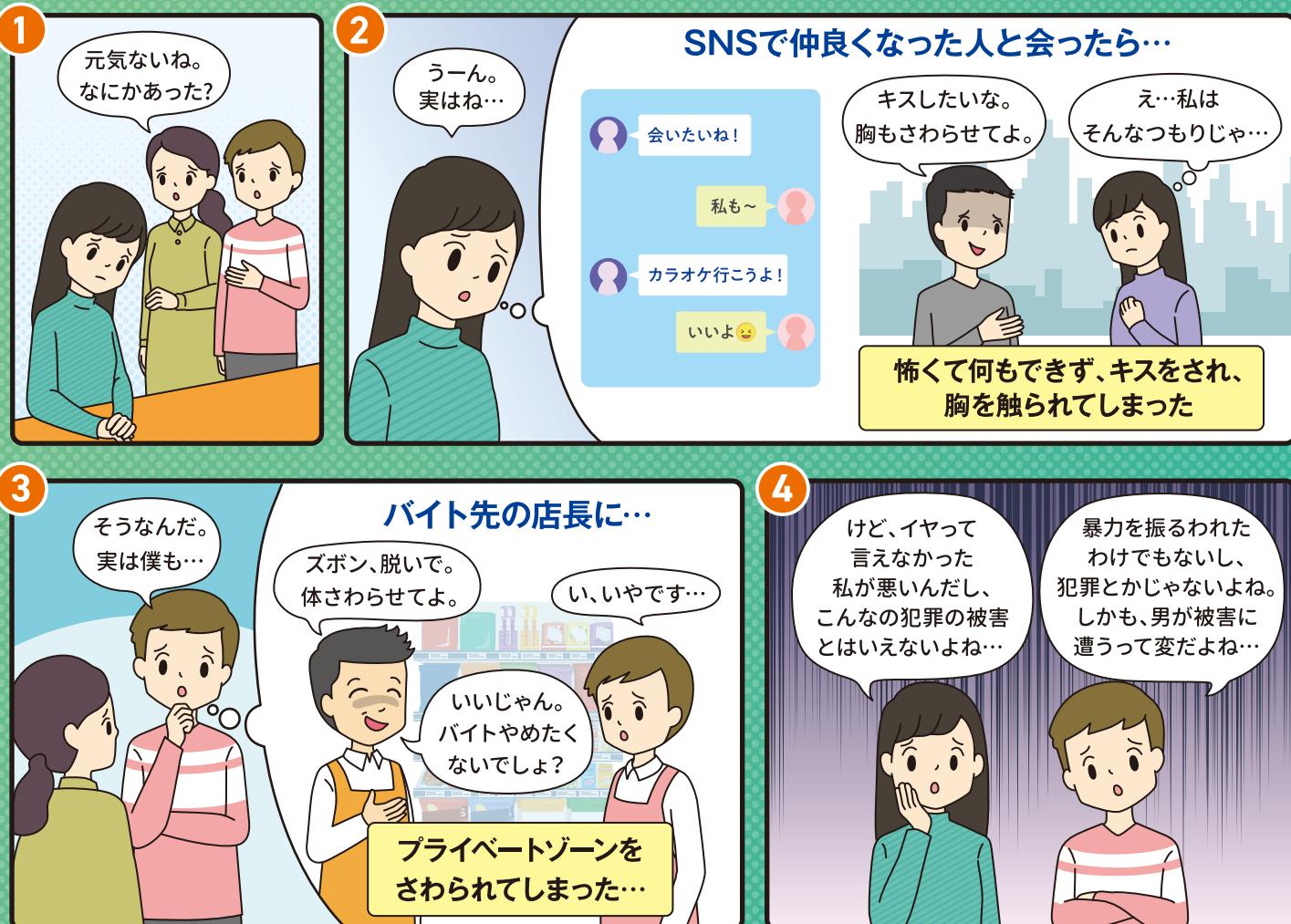


あなたにも知ってほしい

性犯罪についての法律が変わりました



そんなことはありません！

例えば、「暴行」や「脅迫」のほか、「アルコール」、「薬物」、「障害」、「睡眠」、「フリーズ状態※1」、「虐待」、

「立場による影響力」などが原因となって、

「イヤ」と思うこと、「イヤ」と言うこと、または、「イヤ」を貫くことが難しい状況で、

性的な行為がされた場合、それは、

「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」という犯罪の被害です！

また、男性も女性も、こうした犯罪の被害者になる可能性があります。



※1 性被害にあったとき、予想外の出来事に直面したことなどで、体が動かなくなってしまう状態

さらに

このような状況ではなくても、13歳未満(12歳以下)の子どもに対して、性的な行為をした場合、あるいは、

13歳以上16歳未満(15歳以下)の子どもに対して、その人より5歳以上上の人人が性的な行為した場合、

その子どもがイヤと思っているかどうか(同意しているかどうか)にかかわらず、

「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」が成立します。

そのほかにも…法律が改正されて、新しい規定ができました。

詳細は
法務省
HPへ



撮影罪・提供罪

人の性的な部位・下着を、

- 例えば
- 正当な理由なく、ひそかに撮影する行為
 - 「イヤ」と言っているのに無理やり撮影する行為、
「イヤ」と言うのが難しい状況で撮影する行為
 - このようにして撮影された写真・動画を
人に提供する行為

は、「撮影罪」・「提供罪」という犯罪です。

また、撮影される人が16歳未満の子どもの場合は、
その子どもが同意しているかどうかにかかわらず、
「撮影罪」や「提供罪」が成立します。

サークルの飲み会でお酒を飲まされて…



16歳未満の子ども^{※2}に対して、

- 例えば
- 性的な行為をする目的で、うそをついたり、お金や物をあげるなどと言って、会うことを要求することや、
そのような要求の結果、会うこと
 - その子ども自身の性的な写真・動画を撮って
送信するように要求すること

も、「面会要求等罪」という犯罪です。



SNSで知り合った中学生に…



※2 被害者が13歳以上16歳未満である場合は、行為者が5歳以上年長のときに犯罪が成立する。

公訴時効の延長

公訴時効期間^{※3}は、被害に遭った時(18歳未満の場合は18歳になった時)から、

- 不同意性交等致傷罪などは20年
 - 不同意性交等罪などは15年
 - 不同意わいせつ罪などは12年
- に延長されました。

※3 犯人を処罰するために起訴することができる期間

被害に遭った、あるいは、被害に遭ったかもと思った場合は迷わず相談してください

性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター

(はやくワンストップ)
無料 ☎ #8891

※24時間受付



性暴力に関する SNS相談(チャット)

「Cure time(キュアタイム)」

※毎日17時～21時受付



性犯罪被害相談(警察)

(ハートさん)
無料 ☎ #8103

※24時間受付